

青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」展開デザインに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の展開デザイン（以下「展開デザイン」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(展開デザイン)

第2条 展開デザインは、別紙のとおりとする。

2 展開デザインは、左右反転、モノクロ、シルエットへ加工し、使用できるものとする。

(例：展開デザイン1、10、13)

(新規展開デザインの使用承認)

第3条 キャラクターを使用しようとする者が、前条に定める展開デザイン以外の展開デザインを使用する場合は、その理由を付して、要綱第4条の規定による使用の承認を得なければならない。

2 前項において承認された展開デザインは、別紙展開デザインに追加されたものとする。

附則

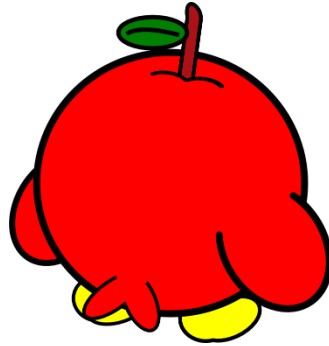
(実施期日)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

【別紙】「もっふるちゃん」展開デザイン



1.基本 左右反転バージョン



2.おしり



3.おすわり



4.手上げ



5.ウインク



6.ドキドキ



7.怒り



8.おやすみ



9.まつげ



10.モノクロ



11.王林



12.王林 おすわり



13.シルエット



14.ラベンダー



15.おもち